

# 第1章

## 地域福祉計画って何？

1	これまでの取り組みと環境の変化	1
2	地域福祉計画策定の目的	5
3	計画の位置づけ	6
4	計画の圏域（地域のとらえ方）	8
5	計画の期間	9
6	計画策定への市民参画	10



## 1 これまでの取り組みと環境の変化

### (1) 泉南市のことを知っていますか？

#### ■都市的生活課題と農村的生活課題が混在するまち

本市は大阪府南部に位置し、大阪都心部から40～50Km圏内にあり、公共交通機関を利用すると大阪都心部には1時間以内、関西国際空港には30分以内で到達します。関西国際空港は平成6年に開港し、本市はその約1/3を市域に含んでいます。関西国際空港の開港に伴い、道路網や公共下水道などの空港関連地域整備が進められましたが、JR各駅前や駅舎などのバリアフリー化や全市的な交通ネットワークの形成が課題となっています。

昭和31年に町村合併促進法に基づき、2町4村が合併し泉南町が誕生し、昭和45年には市制を施行しました。昭和45年10月1日現在の人口は、国勢調査によると38,206人でしたが、その後は平野部や丘陵部の住宅開発が進み、昭和60年には60,059人に達しました。平成12年には64,152人で、人口の伸びは鈍化しています。今後、住宅都市として安全で快適な定住性を高めるまちづくりが求められています。

また、少子高齢化とともに都市化や核家族化は本市においても進み、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、子育てに悩む保護者など支援を必要とする世帯が増加するとともに、一方でコミュニティの希薄化など隣近所や区・自治会での日常的なつきあいやお互いに助けあうなどの気持ちが薄れてきています。障害のある人のグループホームの立地に対する周辺住民の理解も、本市の中でも地域により異なるなど、暮らしの場で地域特性が見られます。

#### ■地域福祉の取り組み

本市が第1回ボランティア育成講座を開催したのは昭和55年の9月～11月で、参加者が46人となっていました。昭和56年には府立泉南特別養護老人ホームと話しあい、入浴介助を実施しました。昭和57年4月13日にボランティア育成講座修了者有志で「泉南市ボランティア協会」を結成し、その後特別養護老人ホームでおむつたたみ活動やリバーズスクール（簡易心身障害児通園施設）のサマーキャンプの手伝い、泉南市立図書館での紙芝居活動、泉南市おもちゃライブラリーの手伝いなどの活動を行ってきました。平成3年4月に泉南市社会福祉協議会に所属し、「泉南市ボランティア連絡協議会」として再発足しました。平成6年8月には泉南市男里浜にボランティアセンターを開設しましたが、平成9年7月に泉南市総合福祉センター（あいびあ泉南）に移転しました。泉南市ボランティアセンター登録者は、平成17年度現在11グルー

プ、177人と個人登録者が64人となっています。泉南市ボランティアセンター登録以外にも豊富な事業実績をもつ団体が多くあります。

本市のNPO法人（特定非営利活動法人）は、大阪NPO情報ネットに掲載されているものとしては16法人あり、そのうち保健・医療・福祉分野の活動は12法人で実施しています。

市内には9地区（新家・信達・東・砂川・雄信・樽井・西信達・一丘・鳴滝）で福祉委員会が設置され、見守りや声かけ、ふれあいサロン、世代間交流、子育てサロン、地域福祉事業などの活動を行っています。地域福祉事業として実施しているのは、ひとり暮らし高齢者の会食会や交流会、小学生の車イス体験学習、小学生アイマスク体験学習、友愛訪問、もちつき交流会、お便り交流会、誕生会、敬老会への協力などで、地区により活動も異なります。

今後、こうした市民の様々な活動に若い人の参加を進め、より地域に密着した自主的な活動が期待されています。

#### ■リバーズスクール

知的障害、肢体不自由などの障害のある児童（1歳児から5歳児）に対して、自立厚生に必要な指導などを行います。

樽井保育所の一室からスタートした心身障害児の通園事業でしたが、肢体不自由児に対する訓練等専門性が求められるなかで、設立17年目の平成9年に泉南市総合福祉センター（あいびあ泉南）に移転し、子ども支援センターと改称し、その中心事業にリバーズスクールが位置づけられました。この事業は多くの保護者や専門家、関係者の努力により継続されています。

#### ■泉南おもちゃライブラリー

昭和60年9月に誕生した、発達上の障害をもつ子どもと保護者を支援する団体です。会員同士がいろいろな知恵を出しあい、励ましあいながら、あるいは遊びを通して子どもの発達を見守り、支援しています。医療の専門家の内科検診と相談、野外活動、学習会、講演会、クリスマス会などを行っています。

## (2) 私たちを取り巻く環境も変化

### ■社会経済情勢の変化と福祉ニーズの多様化

最近になって景気が拡大過程にあるといわれるようになりましたが、経済の低成長が続き、失業率の上昇が見られました。経済情勢の変化とともに、少子高齢化や核家族化、都市化などの社会状況の変化に伴い、次代を担う若者の引きこもりやフリーター、ニートの問題、子育て家庭の孤立化、子どもや高齢者に対する虐待、若者や壮年者の自殺、ホームレスの増加など新たな社会問題が指摘されるようになりました。

一方で、地域でお互いに助けあう、支えあうという互助・共助意識が薄れるとともに、世帯規模の縮小など地域や家庭の機能も弱まっています。

このような地域で様々な課題を抱えている人が見えにくい、あるいは家庭や地域での解決力が低下している状況があります。

また、これまでの子ども、高齢者、障害のある人というような対象者を限定した縦割り制度による社会福祉のあり方では、新しい生活課題には対応しきれない状況になっています。

### ■福祉制度の変化

国においては、新たな生活課題を解決できるような社会につくり変えるため、社会福祉の基礎構造改革を進めています。平成2年の福祉八法改正（「老人福祉法等の一部を改正する法律」）をはじめ、障害のある人、高齢者、子ども等に関連する法律や計画が相次いで制定あるいは策定され、特に平成12年の社会福祉法の改正では、福祉サービスの利用者が自立した個人として尊重され、福祉サービスの役割が利用者の自立を支援することを明記するとともに、地域福祉の推進では地域住民自身が地域福祉の担い手のひとりとして積極的に位置づけられ、また、社会福祉事業の経営者としての責務や国及び地方公共団体の責務も明示されています。

平成17年6月29日には、「介護保険法等の一部を改正する法律」が交付され、介護保険制度においても持続可能性の確保や明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として改革が行われ、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系の確立などが進められています。

また、平成17年10月30日には、社会保障全般にわたる制度改革の一環として、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保、障害保健福祉の総合化の3つを基本視点とする「障害者自立支援法」が成立しました。

## ■行政と市民のかかわり方の変化

平成12年に、社会福祉法の成立とともに、地方分権一括法が施行されました。これは、住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うことを目的とし、地方が自主性や自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすものです。

また、介護保険法の改正や障害者自立支援法に基づく考え方は、いずれも高齢者や障害のある人が地域や在宅で可能な限り自立した生活を送れるように、健康づくり、介護予防、虐待防止、就労支援、見守りなど、行政のみならず市民をはじめとする地域の様々な主体が連携し、支援するシステムを構築することが求められています。

さらに、地域での子どもをめぐる犯罪が増加している中で、PTAをはじめ地域団体等が主体的に子どもの登下校時の見守りを行うなどの活動も見られ、だれもが住み慣れた地域や家庭で、安心していきいきと暮らしていけるように、地域福祉の推進が必要となっています。

## 2 地域福祉計画策定の目的

### ■地域福祉とは

地域福祉とは、限られた人に対する支援ではなく、「だれもが自分らしく、よりよく生きることができるように、だれもが担い手となると同時に、受け手として、お互いさまの関係を築き、共に住み良いまちをつくりあげる取り組み」としてとらえることが必要です。

つまり、身近な日々の暮らしの場で生活を営む上で解決が必要とされるだれもが抱える共通課題や、支援を必要とする人の課題などを解決するため、あるいは課題の発生を予防していくため、地域の様々な構成員が、自発的に何をどのようにできるか、ということを考え、行動できる地域を創っていく取り組みや仕組みづくりのことをいいます。

### ■地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、だれもが自分らしく、よりよく生きることができるように、行政、市民、地域団体、福祉サービス事業者、企業、学校等が協働し、解決すべき生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みや課題をどのように解決していくのかの仕組みをつくる計画です。

そのため、地域で見えにくくなっているお互いの「つながり」を新たに作り直すことを、計画策定の目的の1つにします。顔の見える関係づくりを進めることにより、地域での解決すべき問題も明らかになり、新たな取り組みも生まれ、福祉文化の創造につながります。

次に、サービスを必要とする人、支援を必要とする人が適切に利用できる、孤立化させないなど、セーフティネットが有効に機能するような仕組みにすることが第2の目的です。

そして、安全や安心を脅かす犯罪や災害への不安を軽減するとともに、だれもが快適に暮らせるようにバリアフリーのまちづくりを進めることが第3の目的です。

この計画は、これら3つを主な目的として策定しました。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけや他計画との関係

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

##### ■社会福祉法における市町村地域福祉計画の位置づけ

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

\*平成15年4月1日施行

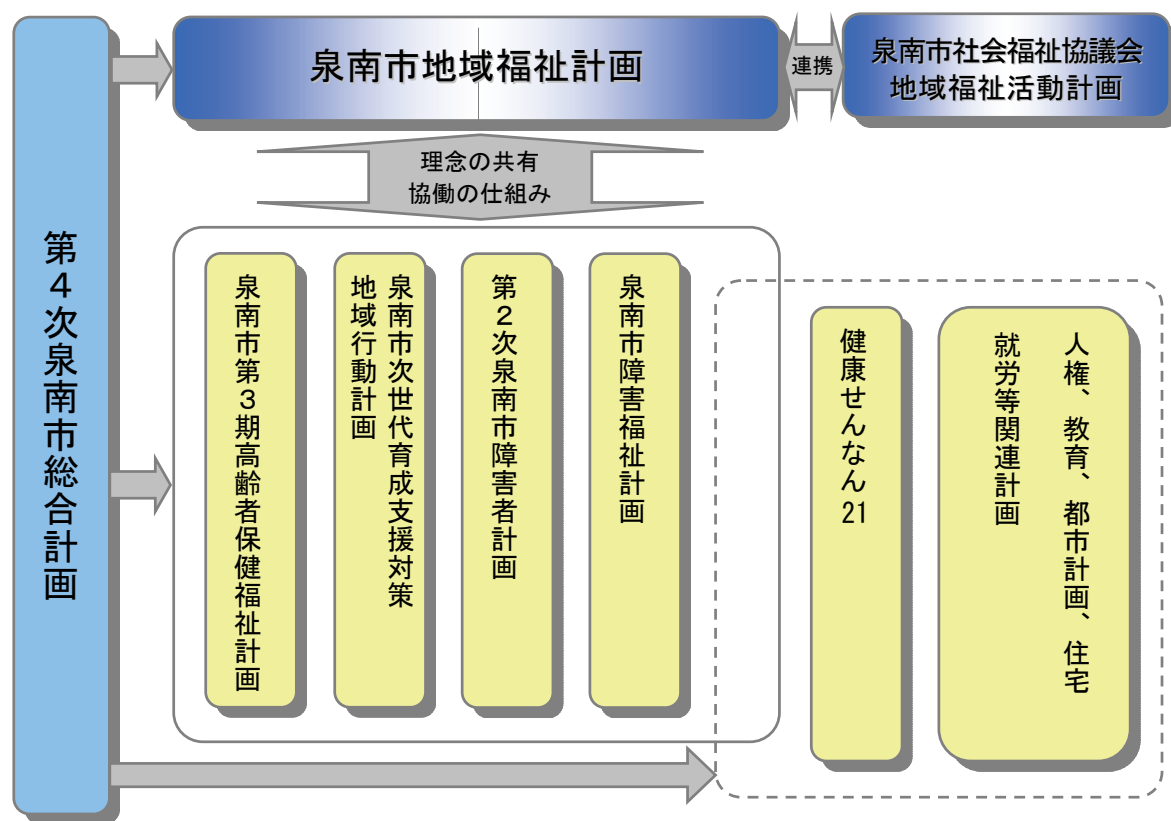
この計画は、「第4次泉南市総合計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。

また、本市においては、福祉の個別計画として、「泉南市第3期高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」、「第2次泉南市障害者計画」があります。地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から市民の生活支援をめざす計画となります。そのため、教育、生活環境などの関連する行政計画の考え方を踏まえるとともに、行政と市民、地域団体、福祉サービス事業者等が協働する仕組みを整備する計画です。

なお、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地区福祉委員会活動など地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であり、相互に連携を図ります。



■ 泉南市地域福祉計画の位置づけ



(2) 計画の対象

この計画は、支援を必要とする高齢者や障害のある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、本市に居住するすべての人々が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、市行政をはじめ、関係機関、市民、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。

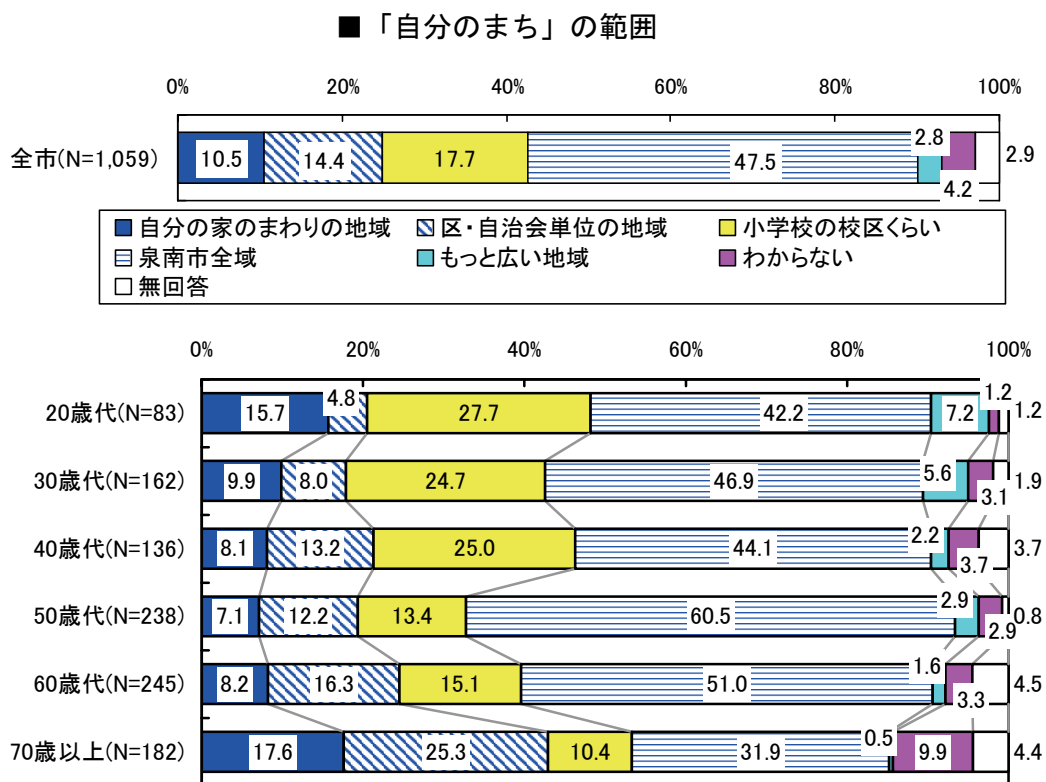
## 4 計画の圏域（地域のとらえ方）

「自分のまち」の範囲について、平成17年9月に実施した「泉南市地域福祉に関する市民アンケート調査」では、泉南市全域と考える人が47.5%で最も多いものの、そのほかは「小学校の校区くらい」が17.7%、「区・自治会単位の地域」が14.4%、「自分の家のまわりの地域」が10.5%などと分散しています。70歳以上では「区・自治会単位の地域」や「自分の家のまわりの地域」の率が高くなり、加齢に伴い行動範囲が狭まっていることの反映と思われることや、20歳代は「自分の家のまわりの地域」の率が70歳以上に次いで高いものの、「区・自治会単位の地域」は最も低いなど、区・自治会活動との関係が薄いことの反映と思われるような結果となっています。

このように、「自分のまち」のとらえ方は、隣近所や区・自治会、小学校区などの生活圏としての「暮らしの空間」としての地域、また、地区福祉委員会やボランティア、NPO、サービス事業者などの活動を中心とした「活動空間」としての地域があります。

これらの地域はそれぞれが重なりあいながら、暮らしや活動の営みを行う様々な人々の相互のつながりや交流、助けあいなどにより成り立っています。

そのため、この計画における地域は、一定の範囲や特定の地域を意味するものではなく、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、市全体を「地域」ととらえるほか、地区福祉委員による活動範囲や民生委員・児童委員による活動範囲も「地域」ととらえるものとします。



## 5 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間としますが、長期にわたる構想や視点も含まれます。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

■ この計画及び関連計画の期間

計画	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第4次泉南市 総合計画		→													
泉南市 地域福祉計画								→							
泉南市第3期 高齢者保健福祉計画							→								
泉南市次世代育成 支援対策地域行動計画						→									
第2次泉南市 障害者計画				→											
泉南市障害福祉 計画							→			→					

注) 泉南市障害福祉計画は、平成17年10月31日に成立した「障害者自立支援法」に基づく計画で、障害福祉サービス(障害者自立支援法では、個別給付としての自立支援給付をいいます。)や地域生活支援事業等に関する見込量や見込量確保のための方策を定めた“3年間の実施計画”的なものとして位置づけられます。

## 6 計画策定への市民参画

この計画を市民との協働のものとするため、計画策定の過程を重視し、平成17・18年度にかけて計画づくりを行いました。

この計画の策定にあたっての市民参画の方法は、以下のとおりです。

### ① 泉南市地域福祉に関する市民アンケート調査

「地域福祉」に対する市民の考え方や地域での活動状況などを把握し、計画策定にあたっての基礎資料とするため、本市に居住する20歳以上の市民を対象に、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査方法及び回収状況

項目	内容
調査対象	本市に居住する20歳以上の方
対象件数	2,500件
抽出方法	住民基本台帳及び外国人登録から、市内の地区別人口分布を考慮し、無作為に抽出
調査方法	配布・回収ともに郵送法
調査期間	平成17年9月17日～9月30日
有効回収数	1,059件
有効回収率	42.4%

### ② 地域別懇談会（ワークショップ方式）

地域で困っていることや福祉の課題、今後の取り組みなどを検討するため、泉南市社会福祉協議会と共同で、平成17年度に地区福祉委員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員、ボランティア会員等による懇談会（ワークショップ方式）を、おおむね中学校区別に各2回（延8回）開催し、延215人の参加を得ました。

第1回は「地域のよいところ探し、課題発見ワークショップ」で、地域のいいところ（住みやすさ、交流、施設、見守り活動等）や地域で困っていること、福祉の課題（子ども、高齢者、障害のある人、その他の住民等対象者別、共通のこと）などを出しあいました。個人作業とグループでの作業を行いました。

第2回は「こんな福祉のまちにしたい検討ワークショップ」で、第1回目の作業を受けて、住んでいる地域をこんな福祉のまちにしたいということを検討しました。たとえば世代間交流を活発にするためにはどうしたらよいのか、みんなが健康でいきいきと暮らすためにはどうしたらよいのかなど、こんな福祉のまちにしたいというテーマを決めて、実現するための地域の取り組み、行政と地域の協働の取り組み、行政の

取り組みに分けてそれぞれ検討、提案していただきました。

#### ■開催日程と参加者数

##### 第1回：「地域のよいところ探し、課題発見ワークショップ」

年月日時	地域 (中学校区)	場所	参加者数
平成17年12月1日(木) 午後1時半～	西信達	西信達公民館	25人
平成17年12月7日(水) 午後1時半～	信達	信達公民館	26人
平成17年12月8日(木) 午後1時半～	一丘	新家公民館	37人
平成17年12月14日(水)午後1時半～	泉南	総合福祉センター	44人

##### 第2回：「こんな福祉のまちにしたい検討ワークショップ」

年月日時	地域 (中学校区)	場所	参加者数
平成17年12月16日(金)午後1時半～	西信達	西信達公民館	20人
平成18年1月18日(水) 午後1時半～	一丘	新家公民館	17人
平成18年1月20日(金) 午後1時半～	信達	信達公民館	24人
平成18年1月23日(月) 午後1時半～	泉南	総合福祉センター	22人

### ③ 「泉南市地域福祉計画策定委員会」への参画

この計画を策定するための体制のひとつとして、「泉南市地域福祉計画策定委員会」を設置し、16人の委員の中に関係機関や地域団体等の代表とともに、一般公募市民2人の参画を得ました。

### ④ ホームページ等を活用した計画に対する意見募集（パブリック・コメント手続きの実施）

計画素案に対する市民の意見をひろく募集するため、1月5日から2月6日まで市ホームページに掲載するとともに、市の情報公開コーナー及び担当課窓口においても閲覧できるようにしました。意見は1件もなく、今後、市民の関心を高めるため、地域福祉活動についての考え方を幅広く普及していきます。

## ⑤ ボランティアや地区福祉委員会活動に関するアンケート調査

社会福祉協議会が平成18年度に実施したボランティアや地区福祉委員会活動に関するアンケート調査結果から、計画課題や今後の方向の参考としました。

### ■ 調査の概要

調査名・項目		内容
ボランティア団体に関する調査	調査対象	泉南市ボランティア連絡協議会に属す団体及び泉南市が把握しているボランティア団体
	調査方法	配布・回収は手渡しや郵送法 配布数:50件 回収数:34件 回収率:68.0%
ボランティア活動に関する調査	調査対象	泉南市ボランティア連絡協議会に属す団体会員及び泉南市が把握しているボランティア団体会員等
	調査方法	配布・回収は手渡しや郵送法 配布数:241件 回収数:123件 回収率:51.0%
地区福祉委員会活動に関する調査	調査対象	地区福祉委員会9地区
	調査方法	配布・回収共に郵送法 回収率100%
地区福祉委員に関する調査	調査対象	地区福祉委員
	調査方法	配布・回収共に郵送法 配布数:421件 回収数219件 回収率:52.0%